

はじめに

地方自治法の改正により、議員が調査研究活動を行うための必要な経費の一部として政務調査費が交付されることとなり、本県においても、県議会の各会派に対して政務調査費が交付されているところです。

この政務調査費は、議員が調査研究活動を実施する上で無くてはならないものでありますが、一方で、県民の皆さんからは、「政務調査費が本当に有効に使われているのかわからない。」といった声が寄せられていたことも事実です。

そこで、県議会としましては、平成15年度分の政務調査費から、全国に先がけ、領収書を含むすべての証拠書類を公開しているところですが、更に、政務調査費のより厳正な取り扱いを期するため、「政務調査費マニュアル」の策定を議会運営委員会検討会議に諮問したところでもあります。

この度、策定されたマニュアルは、県議会の各会派が政務調査費を使用するにあたって、会派自らが判断するための指針とするものであり、これにより、政務調査費の使途の明確さと透明性が更に高められることとなり、この点において、長野県議会は全国のトップランナーになったと自負しているところです。

大変お忙しい中、幾度となく会議を重ねられ、マニュアルの策定にご尽力をいただいた、検討会議の平野座長さんをはじめとした委員の皆様に対しまして感謝を申し上げますとともに、このマニュアルの策定を一つの契機として、議員各位が、より一層活発な調査研究活動を実施され、その成果が長野県の発展に寄与することを心から願うものであります。

平成16年8月11日

長野県議会議長
古田 英 士

「政務活動費マニュアル」改正にあたり

本県におきましては、全国に先がけ、平成 16 年 8 月に「政務調査費マニュアル」を策定し、これを基準としまして、政務調査費の適正な執行に努めてまいりました。また、その後も社会情勢の変化や住民訴訟の結果を反映するかたちで、平成 21 年 3 月にマニュアルの一部改正をいたしまして、時代の要請にも応えてきたところであります。

この度、地方自治法が一部改正され、名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められました。これを受け、本県では「政務調査費の交付に関する条例」を一部改正し、政務活動費を充てることができる経費の範囲や議長が政務活動費の使途の透明性確保に努めることなどを新たに定めたところであります。

これに伴いまして、マニュアルについても整合を図る必要があったことから、平成 24 年 11 月以降、議会運営委員会検討会議において議論いただいたところでありますが、この度、各会派の総意により、改正が行われました。これまでご尽力をいただいた丸山座長さんをはじめ、委員の皆様に対しまして感謝申し上げます。

今後とも各会派及び議員が、このマニュアルを政務活動費の使用に関する指針として参照され、政務活動費の積極的な活用により、住民福祉の一層の増進にご尽力されることを願うものであります。

平成 25 年 3 月 8 日

長野県議会議長
平野成基